

平成28年10月以降から適用となる 公的年金に係る特別徴収制度の見直しについて

掲載日:2014年11月17日更新

●公的年金に係る特別徴収制度とは…

65歳以上の公的年金受給者の公的年金に係る市・県民税(個人住民税)について、一定の条件を満たした方の年金から天引きする制度です。普通徴収(自主納付)の納期が4回であるのに対し、納期が6回に増えるため、1回あたりの納付額が少なくなり、銀行などの窓口での納税の手間が省けるというメリットがあります。

年金からの天引きは4・6・8月天引き分の「仮特別徴収」、10・12・翌年2月の「本特別徴収」に分かれており、仮特別徴収の1回あたりの天引き額は、前年度2月の天引き額と同額になります。

〈平成26年度〉

所得が公的年金のみで、年税額5,000円のAさんの場合

平成25年度	平成26年度					
平成26年 2月	4月	6月	8月	10月	12月	平成27年 2月
1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	800円	600円	600円

仮特別徴収
(前年度2月の天引き額)
本特別徴収
(年税額から仮特別徴収税額を差し引いた税額)

年度の途中で公的年金受給者が転出された場合や税額が変更となった場合、天引きできる要件を満たさなくなった場合は、天引きが停止となり、残りの税額を普通徴収で納めていただきます。

また、公的年金受給者が死亡された場合も天引きが停止となり、残りの税額を相続人の方に普通徴収で納めていただきます。

●現行の制度の問題点

年税額が前年度よりも大きく変動した場合や前年度の途中で天引きが停止となった場合、仮特別徴収税額と本特別徴収税額に大きな差が生じてしまい、翌年度以降もこの状態が続くこととなります。

〈平成27年度〉

Aさんから扶養控除が外れて、年税額が37,500円となった場合

平成26年度	平成27年度					
平成27年 2月	4月	6月	8月	10月	12月	平成28年 2月
600円	600円	600円	600円	11,900円	11,900円	11,900円

平成27年度は本特別徴収の天引き額が大きくなり、一方で翌年度は仮特別徴収の天引き額が大きくなります。

●特別徴収制度の見直し

平成 28 年 10 月以降に実施される特別徴収より、年間の徴収税額の平準化を図るため、下記のとおり制度が改正されます。

1 仮特別徴収税額の算定方法の見直し

仮特別徴収税額は、前年度の公的年金に係る市・県民税の 2 分の 1 に相当する額となります。したがって仮特別徴収の 1 回あたりの天引き額は、前年度の公的年金に係る市・県民税の 6 分の 1 に相当する額となります。

【改正前】 仮特別徴収税額＝前年度の本特別徴収税額 (4・6・8 月分) (前年度 2 月の天引き額×3) 本特別徴収税額＝年税額－仮特別徴収税額 (10・12・2 月分)		【改正後】 仮特別徴収税額＝ <u>前年度の年税額×1/2</u> (4・6・8 月分) 本特別徴収税額＝年税額－仮特別徴収税額 (10・12・2 月分)
---	---	--

改正後の税額変更の例

公的年金に係る市・県民税(年税額)が 60,000 円の場合

年度	公的年金に係る 市・県民税(年税額)	仮特別徴収税額 (4・6・8 月分)	本特別徴収税額 (10・12・翌年 2 月分)
平成 29	60,000 円	10,000 円 (60,000 円×1/2)÷3	10,000 円 (60,000 円－30,000 円)÷3
平成 30	60,000 円	10,000 円 (60,000 円×1/2)÷3	10,000 円 (60,000 円－30,000 円)÷3
平成 31	36,000 円 (医療費控除等により減少)	10,000 円 (60,000 円×1/2)÷3	2,000 円 (36,000 円－30,000 円)÷3
平成 32	60,000 円	6,000 円 (36,000 円×1/2)÷3	14,000 円 (60,000 円－18,000 円)÷3

2 他市町村へ転出した場合、税額が変更となった場合の特別徴収の継続

現行の制度では、年度の途中で公的年金受給者が転出された場合や税額が変更となった場合、天引きが停止となり、残りの税額を普通徴収で納めていただきますが、改正後は、このような場合でも天引きが停止せず、特別徴収が継続されます。